

※本書について

- 1) 平成 29 年（債権法）、平成 30 年（相続法）、令和 3 年（物権法、相続法）改正民法に対応。
その他の法令は、令和 6 年 3 月 1 日時点において施行（令和 6 年 4 月 1 日施行予定含む。）の法令に基づいて作成されています。
- 2) 平成 26 年から令和 5 年までの本試験択一問題の各肢を体系別に掲載しております。ただし、不動産登記法等の改正により、一部内容を改め不要と判断した肢は削除しています。
- 3) 問題番号の□□□は、チェック欄です。学習にお役立て下さい。

本書(第 2 分冊)は 345 ページから 574 ページまでを収録しております。

1 ページから 344 ページまでは第 1 分冊に収録しております。

土地家屋調査士

肢別押一過去問特訓本（平成26年～令和5年）

目 次

第1分冊

I 民法・関連法規	1
I-1 総則	1
I-2 物権	39
I-4 親族・相続	69
I-5 関連法規	93
1. 区分所有法	93
2. 借地借家法	93
3. 土地区画整理法	93
II 表示に関する登記総論	95
II-1 表示に関する登記の特徴	95
1. 表示に関する登記の意義と目的	95
2. 一不動産一登記記録の原則	95
3. 職権による登記	97
4. 登記官の実地調査権	101
II-2 登記の対象となる不動産	103
1. 登記の対象となる土地	103
2. 登記の対象となる建物	105
II-3 管轄登記所	113
II-4 登記情報の保存と公開	119
1. 登記記録等の保存期間	119
2. 登記情報等の公開	123
II-5 地図と建物所在図	129
1. 地図	129
2. 地図に準ずる図面	141
3. 建物所在図	145

II-6 申請人	147
1. 申請適格者	147
2. 共有者による申請	155
3. 相続人による申請	159
4. 代位申請	163
5. 代理人による申請	175
6. 嘱託登記	177
II-7 却下と取下げ	179
1. 却下	179
2. 取下げ	183
II-8 添付図面	187
1. 土地所在図	187
2. 地積測量図	189
3. 地役権図面	195
4. 建物図面	197
5. 各階平面図	203
II-9 登記識別情報	207
1. 通知	207
2. 証明	215
3. 提供を要する場合	215
4. 提供できない場合	219
II-10 図面、登記識別情報以外の添付情報	227
1. 法人の代表者の資格を証する情報（会社法人等番号等）	227
2. 代理人の権限を証する情報（代理権限証書）	229
3. 所有権を有することを証する情報（所有権証明書）	231
4. 所有者を証する情報（所有者証明書）	239
5. 相続その他の一般承継があつたことを証する情報（相続証明書）	241
6. 住所を証する情報（住所証明書）	249
7. 印鑑証明書	253
8. 承諾したことを証する情報（承諾書）	255
9. 規約を設定したことを証する情報（規約証明書）	257
10. 地役権設定の範囲を証する地役権者が作成した情報（地役権証明書）	261
11. 代位原因を証する情報（代位原因証書）	261
II-11 申請情報、添付情報の提供	263
1. 申請情報の内容	263
2. 申請の方法	295
2-1. 書面申請	295
2-2. 電子申請	297
2-3. 一の申請情報によって申請することができる場合	305

3. 原本の還付	313
4. 有効期間の制限	319
5. 添付情報の援用	323
II-12 登録免許税.....	325
1. 納付の要否	325
2. 納付方法	327
3. 還付・再使用証明	329
II-13 審査請求.....	333
1. 審査請求権者と審査請求の対象となる処分	333
2. 審査請求の手続	335
II-14 その他	337
1. 登記官の除斥	337
2. 登記官による本人確認	337
3. 登記が完了した場合に登記官がする通知	337
4. 共同担保目録	339
5. 登記完了証	341
第2分冊	
III 表示に関する登記各論（土地）	345

III-1 登記事項	345
III-1-① 地番と地番区域	345
1. 地番の定め方	345
III-1-② 地目	347
1. 地目の種類	347
2. 地目の認定	347
III-1-③ 地積	359
1. 地積の表示方法	359
2. 地積の誤差の許容限度	359
III-2 各種の登記	361
III-2-① 報告的登記	361
1. 表題登記	361
2. 表題部の変更・更正の登記	361
3. 滅失の登記	367
III-2-② 創設的登記	371
1. 分筆の登記	371
2. 合筆の登記	381
3. 分合筆の登記	391

III-2-③ 総合	391
1. 河川区域内の土地に関する登記	391
2. 敷地権である旨の登記がされた土地に関する登記	391
IV 表示に関する登記各論（建物）	393
IV-1 登記事項	393
IV-1-① 所在	393
1. 所在の記録方法	393
IV-1-② 家屋番号	397
1. 家屋番号の記録方法	397
2. 家屋番号の定め方	397
IV-1-③ 種類、構造及び床面積	399
1. 種類の定め方	399
2. 構造の定め方	401
3. 床面積	405
IV-1-④ 附属建物に関する登記事項	413
1. 記録方法	413
2. 種類・構造・床面積	417
3. その他の記録事項	417
IV-1-⑤ 区分建物の登記事項	419
1. 一棟の建物に関する事項	419
2. 敷地権に関する事項	419
IV-2 各種の登記	423
IV-2-① 報告的登記	423
1-1. 非区分建物の表題登記	423
1-2. 区分建物の表題登記	427
2-1. 非区分建物の合体の登記	433
3-1. 非区分建物の表題部の変更・更正の登記	441
3-2. 区分建物の表題部の変更・更正の登記	451
4-1. 非区分建物の滅失の登記	463
4-2. 区分建物の滅失の登記	467
IV-2-② 創設的登記	471
1-1. 非区分建物の分割の登記	471
1-2. 区分建物の分割の登記	477
2-2. 区分建物の区分の登記	477
3-1. 非区分建物の合併の登記	479
3-2. 区分建物の合併の登記	483
IV-2-③ (団地)共用部分である旨の登記	489
1. (団地)共用部分である旨の登記	489
2. (団地)共用部分である旨の規約を廃止した場合の登記	497

V その他の表示に関する登記の論点	499
V-1 所有者に関する登記	499
1. 表題部所有者についての表題部の変更・更正の登記	499
2. 表題部所有者の更正の登記	501
3. 表題部所有者の持分の更正の登記	505
V-2 総合	509
1. 登記記録の閉鎖	509
VI 筆界特定	511
VI-1 筆界特定の申請	511
VI-2 筆界の調査	523
VI-3 筆界特定の手続	533
VI-4 その他	539
VII 土地家屋調査士法	541
VII-1 資格と登録	541
VII-2 業務	549
VII-3 調査士法人	557
VII-4 惲戒処分	569
VII-5 調査士会と連合会	571
VII-6 協会	571
VII-7 罰則等	573

(解説文中の条文、先例の略号について)

※条文略号

不動産登記法第 34 条第 1 項第 1 号	…… (34 I ①)
不動産登記令第 7 条第 1 項第 1 号	…… (令 7 I ①)
不動産登記規則第 34 条第 1 項第 1 号	…… (規 34 I ①)
不動産登記事務取扱手続準則第 67 条第 1 項第 1 号	…… (準 67 I ①)
民法第 13 条第 1 項第 1 号	…… (民 13 I ①)
建物の区分所有等に関する法律第 2 条第 1 項	…… (区分 2 I)
借地借家法第 10 条第 1 項	…… (借地借家 10 I)
登録免許税法第 31 条第 3 項	…… (登税法 31 III)
登録免許税法別表第一の一の(十)のイ	…… (登税法別表第一・一・(+)イ)
登記手数料令第 3 条第 1 項	…… (手数料令 3 I)
土地家屋調査士法第 2 条	…… (土 2)
土地家屋調査士法施行令第 2 条	…… (土施行令 2)
土地家屋調査士法施行規則第 17 条	…… (土規 17)
日本土地家屋調査士会連合会会則第 4 条	…… (会 4)

※条文を連記する場合

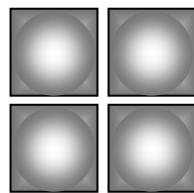
不動産登記法第 51 条第 1 項、同法第 30 条	…… (51 I • 30) 法律が同じ場合はナカグロで表記
民法第 423 条第 1 項、不動産登記法第 59 条第 7 号	…… (民 423 I 、 59 ⑦) 法律が異なる場合は読点で表記

※先例略号

昭和 39 年 8 月 2 日民事甲第 285 号民事局長通達	…… (昭 39.8.2 第 285 号)
昭和 59 年 9 月 4 日民事三第 812 号民事局長通達	…… (昭 59.9.4 第 812 号)

※判例略号

昭和 7 年 5 月 9 日の大審院の判例	…… (大審院判例昭 7.5.9)
昭和 42 年 8 月 25 日の最高裁判所の判例	…… (最高裁判例昭 42.8.25)



問題・解説

平成26年～令和5年

第2分冊

III 表示に関する登記各論（土地）

III-1 登記事項

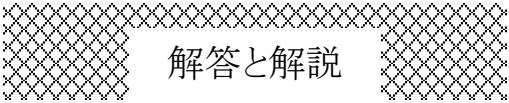
III-1-① 地番と地番区域

1. 地番の定め方

□□□ 【1】 合筆により登記記録が閉鎖された土地の地番は、特別の事情がない限り、再使用されない。(R3-9-ア)

□□□ 【2】 登記官は、地番が著しく錯雜している場合には、必要があると認められるときであっても、当該地番を変更することができない。(R3-9-イ)

□□□ 【3】 10番1の土地と10番2の土地とを合筆する場合には、登記官は、特別の事情がないときであっても、合筆後の土地の地番を10番2とすることができる。(R3-9-ウ)



解答と解説

- 【1】 正：** 地番は、地番区域ごとに起番し、土地の位置がわかりやすいものとなるように定めるものとする（規98）。抹消、滅失又は合筆により登記記録が閉鎖された土地の地番は、特別の事情がない限り、再使用しない（準67I②）。
- 【2】 誤：** 地番が著しく錯雜している場合において、必要があると認めるときは、その地番を変更しても差し支えない（準67IV）。
- 【3】 誤：** 合筆した土地については、合筆前の首位の地番をもってその地番とする（準67I⑥）。ただし、特別の事情があるときは、適宜の地番を定めて差し支えない（同⑦）